

飯塚市グローバル人材育成研修事業実施要綱

令和3年8月5日

飯塚市告示第244号

飯塚市グローバル人材育成研修事業実施要綱(平成22年飯塚市告示第95号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、海外でのホームステイや異文化交流を通じて、外国の生活、習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験することにより、国際感覚を醸成するとともに国際的な視野を持って活躍できる人材を育成するため本市が行うグローバル人材育成研修事業(以下「研修事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 研修事業は、ホームステイ等のプログラムによる国際交流及び異文化の体験等の研修とする。

(対象者)

第3条 研修事業の対象者は、研修事業の参加申込み時点において市内に住所を有する中学生及び高校生であって、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 心身ともに健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができ礼儀正しい者
- (2) 積極的に自己表現のできる者
- (3) 保護者の同意が得られ、本事業にかかるすべての説明会、研修及び帰国報告会等に参加できる者
- (4) 参加費用を指定の期日までに納入できる者

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により選考された者(以下「研修生」という。)のうち、海外での研修を終えた者については、対象者から除くものとする。

3 高校生については、高等専門学校生を含むものとし、学年は2年生までとする。

(参加費用)

第4条 参加費用は、研修事業に要する経費に30パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。)とし、市長が指定する期日までに一括して納入するものとする。

2 次に掲げる費用については、研修生の負担とする。

- (1) 渡航手続に係る費用
- (2) 傷害及び疾病に関する医療費

(3) 超過手荷物運搬料金

(4) 前3号に掲げるもののほか、個人的性質の諸費用

3 研修生が参加を取りやめた場合において、取消料が生じたときは、研修生は、当該取消料の全額を負担しなければならない。ただし、当該辞退の理由が研修生の2親等以内の親族の葬儀その他市長がやむを得ないと認めるものであるときは、当該取消料の額に30パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。)を研修生の負担とする。

(募集方法)

第5条 募集方法は、研修事業の周知徹底を図るため広報等により行うものとし、市内の中学校及び高等学校には、募集案内及び参加申請書等を配布するものとする。

(応募方法)

第6条 研修事業に応募しようとする者は、募集要項に定める書類を市長に提出しなければならない。

(研修生等の定員)

第7条 研修生は原則として20人以内とし、引率者は4人以内とし、市の職員及び市立小中学校の教職員とする。

(選考委員会)

第8条 研修生の選考をするため、飯塚市グローバル人材育成研修生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会の委員は5人以内で組織し、次に掲げる者とする。

(1) 経済部長

(2) 中学校長の代表

(3) 教育部長

(4) 国際政策課長

(5) 学校教育課長

3 選考委員会に委員長を置き、経済部長がその任に就く。

4 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、経済部国際政策課において処理する。

7 選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(選考方法)

第9条 選考方法は、学科試験、作文試験及び面接試験を行い、選考委員会におい

て選考するものとする。ただし、選考された者が定員を超えた場合には、市長が別に定める方法により決定する。

(研修先)

第10条 研修先は、国際情勢や訪問予定国の受入態勢等を考慮して決定する。

(海外での研修期間)

第11条 海外での研修期間(出国及び帰国の行程を含む)は、市立中学校の長期休暇を含む10日間程度とする。

(補償)

第12条 海外での研修期間中に発生した事故等の補償については、市が契約する海外旅行傷害保険の範囲内とする。

(研修報告)

第13条 研修生は、事業終了後、報告書を市長に提出するとともに、帰国報告会を行うものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(平成30年度における特例)

2 平成30年度における第1条、第3条第1項及び第5条の規定の適用については、第1条中「中学生が」とあるのは「主として中学生が」と、第3条第1項中「中学生」とあるのは「中学生及び高校1年生(平成29年度の募集時点で応募要件を満たしていた平成30年度における高等学校1年生に限る。)」と、第5条中「市立中学校」とあるのは「市内の中学校及び高等学校」とする。

(H30-178追加)

(令和元年度における特例)

3 令和元年度における第1条、第3条第1項及び第5条の規定の適用については、第1条中「中学生が」とあるのは「主として中学生が」と、第3条第1項中「中学生」とあるのは「中学生及び高校1年生」と、第5条中「市立中学校」とあるのは「市内の中学校及び高等学校」とする。

(R元-79追加)

附 則(平成23年3月22日 告示第67号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日 告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日 告示第69号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月22日 告示第191号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年6月22日 告示第178号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年7月11日 告示第79号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年6月11日 告示第205号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年8月5日 告示第244号)

この告示は、告示の日から施行する。